

# 第6回選挙管理委員会 会次第

令和6年5月7日(木)  
午後4時～

## 1. 付議事項について

### (1) 公職選挙法第28条第2号の規定による選挙人名簿から抹消した者について

本市を転出後、4箇月を経過した者の抹消です。

抹消対象者 令和5年12月14日から令和5年12月31日までの表示者

抹消対象期間 令和6年4月15日から令和6年5月1日まで

抹消対象者数 男 212人 女 233人 合計 445人

### (2) 公職選挙法第30条の11の規定による在外選挙人名簿から抹消した者について

公職選挙法第30条の11の規定により、国内の市町村（鹿児島市1人）において新しく住民票が作成されてから4箇月を経過した者1人（男1）を抹消します。

なお、有資格者の登録はありませんでした。

前回までの登録者	244人
今回の新規登録者	0人
<u>今回の抹消者</u>	<u>△1人</u>
登録者総数	243人

### (3) 選挙人名簿及び在外選挙人名簿の閲覧状況について（公表）

公職選挙法第28条の4第7項の規定により、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間の選挙人名簿抄本の閲覧状況を公表するものです。

また、同法30条の12において準用する同法第28条の4第7項により、同じく、在外選挙人名簿抄本の閲覧状況を公表するものです。

選挙人名簿抄本の閲覧 読売新聞東京本社 編集局 世論調査部長 湯本浩司  
他 延べ16件

在外選挙人名簿抄本の閲覧 実績なし

(4) 市議会議員選挙における供託物の没収について

- ① 市議会議員選挙における供託物の没収者について、選挙長から委員会へ通知がなされたことに伴い、鹿児島地方法務局に対し、供託金の払渡請求を行います。

【没収点に達しなかった者】大澤宗則、郡山茂樹

- ② 供託物の没収者に対し、選挙長から没収決定の通知を行うものです。

(5) 鹿児島県知事選挙における期日前投票所の設置及び不在者投票用紙等の発送について

- ① 公職選挙法第48条の2第6項により読み替えて適用される同法第39条の規定に基づき、期日前投票所の場所及び日時を定めるものです。

- ② 市立三高校における期日前投票所の開設場所、期間及び時間を定めるものです。

- ③ 公職選挙法施行令第53条第1項（一般郵便・指定施設等）及び同令第59条の4第4項（在宅郵便）並びに同令第59条の5の4第7項（特定国外派遣隊員）において、不在者投票用紙等を郵便等をもって発送するときは、選挙管理委員会が定めた日以降直ちにしなければならないと規定されていることから、この発送する開始日を次のとおり定めるものです。

不在者投票用紙等の発送開始日 令和6年6月20日

特定国外派遣隊員の " 令和6年6月 1日

(6) 選挙人名簿の登録を行う日について

公職選挙法第19条の規定により、選挙人名簿の登録は、毎年3月、6月、9月及び12月並びに選挙時に行うこととされています。

また、同法第22条において、3、6、9、12月の定時登録は、登録月の1日現在により、同日行うことを規定していますが、同日が地方公共団体の休日に当たる場合は、翌開庁日に当該登録を行うこととされています。

来月6月の定時登録日である1日は、土曜日であることから、この規定に基づき、選挙人名簿の定時登録を、翌3日（月）に行うこととし、同法施行令第14条の規定により告示するものです。

(7) その他